

監査結果公表第3号

財政援助団体監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 4年 3月 11日

四日市市監査委員	加 藤 光
同	廣 田 正文
同	荒 木 美幸
同	谷 口 周司

目 次

1. 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会	1
(健康福祉部 健康福祉課)	
2. 社会福祉法人アパティア福祉会	7
(こども未来部 こども家庭課)	

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和2年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和4年1月14日
- 4 監査の主な実施内容
四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会補助金
- 2 補助金交付額 155,966,697円
- 3 補助金の交付目的 地域福祉の増進に資するために、市民に必要な福祉サービスの提供や地域活動への参加促進、活動支援や連絡調整、ボランティアセンターの運営などを通して、地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会補助金交付要綱
(以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。)
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条）
 - ア 申請日 令和2年4月1日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、収支予算書等)
 - (2) 交付決定（補助金交付要綱第6条）
 - ア 交付決定日 令和2年4月1日
 - イ 書類 補助金交付決定通知書
 - (3) 計画変更承認申請（補助金交付要綱第8条）

- ア 申請日 令和3年3月31日
- イ 申請書類 補助金変更承認申請書
- (4) 変更交付決定（補助金交付要綱第8条）
 - ア 変更交付決定日 令和3年3月31日
 - イ 書類 補助金変更交付決定通知書
- (5) 実績報告（補助金交付要綱第10条）
 - ア 報告日 令和3年3月31日
 - イ 書類 実績報告書
(添付書類：事業報告書、収支決算書等)
- (6) 補助金交付 155,966,697円
 - 内 訳
 - ・第1回 56,752,850円（令和2年6月23日支払）
 - ・第2回 32,430,200円（令和2年8月6日支払）
 - ・第3回 40,537,750円（令和2年10月15日支払）
 - ・第4回 32,430,200円（令和3年1月15日支払）
 - ・精算 △6,184,303円（令和3年5月20日戻入）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

- (1) 実施事業に伴う効果のリスク
- (2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク
- (3) 内部統制の有効性に伴うリスク

● 所管部局【健康福祉部健康福祉課】

- (1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性に伴うリスク
- (2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク
- (3) 指導監督の適切性に伴うリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

- (1) 実施事業に伴う効果のリスク

◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 補助金交付要綱第2条及び第3条において、補助対象事業及び補助対象経費が定められており、毎年度、健康福祉部健康福祉課へ実施事業の計画や予算等を協議することで補助金交付要綱に基づいた事業を実施している。四日市市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図っている。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 補助金に関する出納関係帳票等は、事業ごとに分類し、収支に関する帳票1件ごとに伝票を作成して納品書・請求書等の証拠書類を添付することで整理している。通帳は事務所内の金庫に保管し、インターネットバンキングを含め、適時、記帳内容を確認することで適正事務に努めている。また、補助金の交付決定において補助金に係る関係書類の5年間保存を条件としているが、四日市市社会福祉協議会事務所内にて5年間分の補助金に係る関係書類を保管している。

(3) 内部統制の有効性に伴うリスク

◆補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 収支に関する事務は、必ず担当者が作成した書類は各係の庶務担当及び上位職が確認することで事務処理誤りを防げる体制を整備している。また、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会定款第22条にて、外部の監事を2名配置し、毎年、法令で定める監査報告をさせることで内部統制を効かせている。

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性に伴うリスク

◆補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 補助金交付要綱第2条において、補助対象事業を定めており、また、補助金交付要綱第1条にて交付目的を定めている。地域福祉の増進に資するため、市民に必要な福祉サービスの提供や地域活動への参加促進、活動支援や連絡調整、ボランティアセンターの運営などを通して、地域社会づくりに寄与することを目的に社会福祉法人四日市市社会福祉協議会へ補助金を交付しており、公益性を確保している。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 予算編成時に四日市市社会福祉協議会とヒアリングを行い、補助対象事業について事業計画案や収支予算案をもとに事業ごとに補助事業とするか市社協の自主財源で対応するか細かく精査を行い、補助金を算定している。補助事業が完了した際には、事業報告書・収支決算書をもとに補助事業およびその額について必要性及び効果を検証している。

(3) 指導監督の適切に伴うリスク

- ◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金の申請時に提出される事業計画書・収支予算書を精査し、補助事業の内容の正当性・妥当性を確認するとともに、事業完了後に提出される実績報告書等にて補助金の交付目的に沿った支出がなされたのか等の確認をしている。補助金交付要綱第9条に基づき、必要と判断した場合は、補助事業の遂行状況の報告をさせ、指導監督を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

意見

① コロナ禍における地域福祉活動について【有効性の視点】

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動の中止や活動内容の変更を余儀なくされている。そのなか四日市市社会福祉協議会においては、地域の活動実態調査を行うことや感染拡大予防ガイドラインを作成し地域福祉活動の指針を示すことで、活動の再開に向けた取り組みの支援を進めている。こうした取り組みにより地域福祉活動団体では、密にならない工夫、リモートの活用や訪問活動などのアイデアを出し合ってコロナ禍における新たな取り組みを実施している。参考となる活動があれば、他の地域福祉活動団体へも情報共有することで、引き続き地域福祉活動の推進を図ること。

② 四日市市社会福祉協議会の会員について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

四日市市社会福祉協議会は、市民や団体・企業などに会員となってもらい、公的な施策だけでは対応の困難な福祉課題に取り組んでいる。これらの事業を推進するため、住民会費や共同募金などが自主財源となっている。自治会によって自治会費に含めて会費を集めている場合もあり、四日市市社会福祉協議会への会費を払っていることを認識していない市民もいる。自治会の組回覧等を活用して会費等の周知を行っているが、市民がより一層四日市市社会福祉協議会の活動を理解してもらえるよう取り組むこと。

また、自治会に加入していない市民も存在することから、関係部局と連携を取りながら現状把握に努めるとともに会員を確保し、市社協の活動が継続できるよう取り組むこと。

③ 地域福祉活動事業の推進について【有効性の視点】

四日市市社会福祉協議会では地域福祉活動のモデルとして3つの地域拠点で事業を実施し、地域住民が主体となった活動を支援しており、こうした活動を他の地域へ波及させていくことが課題となっている。他の地域での活動のきっかけとなるよう、四日市市社会福祉協議会が仕組みづくり、拠点づくりを行い、地域でしっかりと運営できるようサポートしていくこと。

④ 市民視点の活動について【住民福祉の向上の視点】

ア 総合会館1階にある喫茶「ふれあい」のメニューボードに掲示している紙がずれて見にくいことや、観葉植物の手入れが十分に行き届いていなかった。市民の視点に立って、利用しやすい環境整備に努めること。

イ 事務所窓口において、職員が来訪者に対して積極的な声掛けがされていなかった。四日市市社会福祉協議会に来る市民は、相談先や職員の対応などに不安をもって訪れる人も多いため、職員から挨拶することで来訪者に歩み寄っていくような風土を築いていくこと。

⑤ ボランティアセンターの事業について【有効性の視点】

ボランティアセンターでは、ボランティアを必要としている人とボランティア活動を希望している人や活動中の人を実際の活動につなげるコーディネートを行っている。特に、精神疾患を持つような方がボランティアを通して社会につながることで社会復帰につながる場合もあるので、きめ細やかに事業に取り組むこと。

⑥ 四日市市社会福祉協議会の職員について【有効性の視点】

四日市市社会福祉協議会は、地域福祉活動に繋がる様々な事業を展開しており、これからも活動の拡大が推察される。今後も事業が円滑に進むよう、市の関係課とも協議して事業に見合った人員体制の確保を図ること。

また、職員のスキルの向上やノウハウの蓄積を行い、より質の高いサービスが提供できる体制を確保すること。

【健康福祉部健康福祉課】

意 見

① 四日市市社会福祉協議会との連携について【有効性の視点】

健康福祉課から四日市市社会福祉協議会へ補助金を交付し、地域社会づくりに寄与する事業を行うことで地域福祉の向上を図っている。四日市市社会福祉協議会は地域の福祉課題に対応したきめ細やかな事業を展開していることから、市は四日市市社会福祉協議会と連携を密にして継続した地域福祉の増進を図ること。

② 補助事業のチェック体制について【有効性の視点】

補助事業の実績報告等の内容確認において、チェック項目やどのような点をチェックするか等のマニュアルを作成するなど、担当者が代わってもチェックできるように工夫すること。

③ 四日市市社会福祉協議会との事業連携に伴う市職員の認識について【有効性の視点】

市と四日市市社会福祉協議会は連携して事業を実施しているので、四日市市社会福祉協議会が行っている事業については関係部局の職員も十分な認識を持つこと。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 社会福祉法人アパティア福祉会
こども未来部こども家庭課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和2年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 エスペランス四日市 地域交流室
監査期間 令和4年1月14日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市市児童養護施設及び乳児院に係る施設等整備費
及び専門的職員配置費補助金
- 2 補助金交付額 15,286,870円
- 3 補助金の交付目的 乳児院及び児童養護施設「四日市市立希望の家」の設置及び運営を円滑に社会福祉法人に移管することを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則
四日市市児童養護施設及び乳児院に係る施設等整備費
及び専門的職員配置費補助要綱
(以下「補助金等交付規則、助成に関する条例施行規則、補助要綱」という。)

5 補助金の概要

(1) 交付申請（助成に関する条例施行規則第2条）

補助金等の種類	施設等整備費補助金 施設等整備費利子補給金	専門的職員配置費補助金
ア 申請日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
イ 申請書類	補助金等交付申請書 (添付書類：理由書、 事業計画書等)	補助金等交付申請書 (添付書類：理由書、 事業計画書等)

(2) 交付決定（助成に関する条例施行規則第4条）

補助金等の種類	施設等整備費補助金 施設等整備費利子補給金	専門的職員配置費補助金
ア 交付決定日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
イ 書類	補助金等交付決定通知書	補助金等交付決定通知書

(3) 計画変更承認申請（助成に関する条例施行規則第6条）

補助金等の種類	施設等整備費補助金 施設等整備費利子補給金	専門的職員配置費補助金
ア 申請日	—	令和3年3月31日
イ 申請書類	—	補助金等変更交付申請書 (添付書類：理由書、 事業計画書等)

(4) 変更交付決定（助成に関する条例施行規則第7条）

補助金等の種類	施設等整備費補助金 施設等整備費利子補給金	専門的職員配置費補助金
ア 変更交付決定日	—	令和3年3月31日
イ 書類	—	補助金等変更交付決定通知書

(5) 実績報告（補助金等交付規則第13条、助成に関する条例施行規則第5条）

補助金等の種類	施設等整備費補助金 施設等整備費利子補給金	専門的職員配置費補助金
ア 報告日	令和3年3月22日	令和3年3月31日
イ 書類	実績報告書 (添付書類： 収支決算書見込み等)	実績報告書 (添付書類： 収支決算書見込み)

(6) 補助金交付 15,286,870円

補助金等の種類	施設等整備費補助金 施設等整備費利子補給金	専門的職員配置費補助金
内 訳	第1回 13,097,150円 (令和2年7月21日支払)	1,952,000円 (令和3年5月13日支払)
	第2回 237,720円 (令和3年1月7日支払)	

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【社会福祉法人アパティア福祉会】

- (1) 実施事業に伴う効果のリスク
- (2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク
- (3) 内部統制の有効性に伴うリスク

● 所管部局【こども未来部こども家庭課】

- (1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性に伴うリスク
- (2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク
- (3) 指導監督の適切性に伴うリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性及び正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【社会福祉法人アパティア福祉会】

(1) 実施事業に伴う効果のリスク

- ◆事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助要綱第8条及び第9条に基づく施設等整備費補助金及び施設等整備費利子補給金は、「四日市市立希望の家の設置運営移管に関する協定書」に基づき、希望の家の施設を建替えた際の融資の償還及び利子の償還に充当している。また、補助要綱第13条に基づく専門的職員配置費補助金は、実績としては特別指導員の給与に充当している。具体的には、ピアノ・絵画・パッチワーク・本の読み聞かせ・子どもの学力向上（家庭教師）など特別指導員を充実させることで、子ども達の個性を伸ばす役割を担っている。

(2) 出納関係帳票等の整備及び保存に伴うリスク

- ◆出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金に関する出納関係帳票等は、社会福祉法人アパティア福祉会の法人本部で作成し、特別指導員に関することはエスペランス四日市とも連携して適正な整備に努めている。また、補助金の交付決定において補助金に係る関係書類の5年間保存を条件としているが、エスペランス四日市にて5年間分の補助金に係る関係書類を保管している。

(3) 内部統制の有効性に伴うリスク

- ◆補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 社会福祉法人アパティア福祉会経理規程の第70条にて内部監査を定めている。毎年、法人内の会計業務が関係法令及びこの経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、内部監査人を選任し監査させることで内部統制が有効に機能する体制を確保している。

【こども未来部こども家庭課】

(1) 補助金等の目的・事業内容・公益上の必要性に伴うリスク

- ◆補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は、乳児院及び児童養護施設「(旧)四日市市立希望の家」の設置及び運営を円滑に社会福祉法人に移管するために交付する施設等整備費補助金、施設等整備費利子補給金及び専門的職員配置費補助金である。「(現)エスペランス四日市」において、子どもの処遇向上を促進するとともに、円滑な運営を確保するうえで必要な補助であり、公益性は高いと判断できる。

(2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク

- ◆補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 施設等整備費補助金及び施設等整備費利子補給金については、実績報告書等により独立行政法人福祉医療機構へ融資等の返済として支払われていることを確認している。専門的職員配置費補助金についても、実績報告書に基づく補助金額の確定及び特別指導員の活動報告にて事業効果の検証を行っている。

(3) 指導監督の適切性に伴うリスク

- ◆補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 施設等整備費補助金及び施設等整備費利子補給金については、補助金の請求時および実績完了報告時に適正運用の指導を行っている。専門的職員配置費補助金については、児童入所施設措置費等国庫負担金の加算分の保護単価を社会福祉法人アパティア福祉会とも確認し、実績報告による適正運用を指導している。また、運営協議会へ参画し、指導や監督に努めている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人アパティア福祉会】

意見

① 消火器の設置について【有効性の視点】

火災などの発生時にスムーズな対応ができるよう消火器の設置基準等に基づいて、わかりやすく、対応しやすい位置に配置すること。

② 新型コロナウイルス対策物資の整理について【有効性の視点】

ホールやレントゲン室において、新型コロナウイルス対策の物資が入った段ボールが積まれていた。収納スペースにも限りはあるが、可能な限りで整理を行い、子どもにとって利用しやすい環境の整備に努めること。

③ 特別指導員の配置について【有効性の視点】

専門的職員配置費補助金は、特別指導員を配置して、ピアノ・絵画・パッチワーク・本の読み聞かせ・子どもの学力向上（家庭教師）などの指導に活用している。家庭であれば受けられるような環境を整えることは大事であり、今後も子どもたちのニーズをしっかりと把握して教育環境を整備すること。

④ 給付金等の情報キャッチについて【有効性の視点】

施設に入所している子どもの給付金等の手続きは、当施設側にて行われている。手続きが行われず子どもに不利益が生じることのないよう情報を的確にキャッチすること。

また、市においても施設側へ情報を提供することで、子どもの支援につなげること。

【こども未来部こども家庭課】

意見

① エスペランス四日市の改築・修繕等について【有効性の視点】

四日市市児童養護施設及び乳児院に係る施設等整備費補助金を活用して建設されたエスペランス四日市は、建設されてから15年近くが経過しており将来的には改築・修繕が必要となることが推察できる。改築・修繕などは、四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に基づいた補助があるが、国や県と連携して市としてエスペランス四日市の現状や将来を見据えたサポートを行っていくこと。

② 専門的職員配置費補助金の対象となる職員の活動実績について【有効性の視点】

専門的職員配置費補助要綱には、補助金の対象について施設に専門的職員を配置するための経費と定められており、専門的職員の業務は四日市市立希望の家の設置運営移管に関する協定書に定められている。アパティア福祉会からの補助金交付申請や実績報告において専門的職員の業務内容の確認を行っているが、補助金の有効性を確保するため、活動実態を十分に把握すること。

③ 専門的職員配置費補助基準額について【合規性の視点】

ア 専門的職員配置費補助金は補助基準額に基づいて補助金額の上限を定めているが、補助を支出している対象は複数人となっている。補助要綱だけでは複数人を補助対象とすることを判断することが困難であるため、市民等の第三者へ説明できるようにしておくこと。

イ 臨床心理士の補助基準額は、市における大学卒業一般職員の採用10年目の標準本俸となっている。臨床心理士は資格を持った立場であるので、業務内容に見合った補助基準額であるか検証すること。